

平成 28 年 2 月 15 日

貝塚市議会議長 殿

## 研修会参加報告書

報告者 平岩征樹

参加者 平岩征樹

### JISSEN 自治体政策青年ネットワーク 2016 年第 1 回勉強会

開催日：平成 28 年 2 月 8 日（月）12：30～18：00

会場：関西学院大学梅田キャンパス

- 1、「多治見市健全な財政に関する条例」の考え方・質問力講座  
講師：青山崇氏（公益財団法人多治見市文化振興事業団常務理事）

#### I、「多治見市健全な財政に関する条例」の考え方

財政民主主義は、財政の情報の公開と参加、着実な政策の実施に対する市民も含めた課題認識が前提である。多くの自治体が財政の公表の条例のみの中、多治見市では予算編成や財務情報の公開、契約などを規定した条例の必要性が課題として提起されたのが議論の始まりだったようだ。特にストックの考え方や長期的な経費見込みなどが不十分であり、また総合計画策定を控え計画の確実性を担保すべきとの考えから策定された。

条例では指標の目標値を設定し、改善の取組みを規定。5つの財政指標を定めている。健全化法は、決算をベースに数値を出すこととしているのに対し、条例は総計を中心とした市政運営の観点から、計画策定時に予測数値を出すこととしている。独自の財政指標としては、償還可能年数（年）、経費硬直率（%）、財政調整基金充足率（%）を考案。指標の設定を規定しているが、規制は行っていない。（最終的には、行政の説明責任や議会・市民の判断で評価）

財政情報の公開と共有によって市民に対して情報公開と説明責任を果たそうという取組みであり、市民への公開と参加のシステムを考える上で大いに参考となる条例と感じた。

## II、質問力講座

議会における一般質問は、議員個人が執行機関に対して行うもので、自治法上規定はない。会議規則で規定されて出来るものではあるが、個人としての一般質問を議会として共有する仕組みを作っていかななくてはならない。もっと議員個人の行為を議会として共有出来れば、質問の有効性を高め、議会の政策形成力を高めることが出来るはずである。

今回は一般質問をより良くする為、青山先生の指導の元、各議員の一般質問・答弁の原稿を持ち寄り、具体的に質問のチェックを行った。大きくは以下のような問題点が一般質問には有り勝ちだと言う。

- ① 論点が多すぎて何が問題か分からなくなっている。
- ② 数値や制度内容の確認だけで終わっている。
- ③ 国策などで自治体の裁量権の無い事項。(見解を問うことはある)
- ④ きわめて個別的な質問。
- ⑤ 議員個人の政治信条を述べるだけ。
- ⑥ 根拠や論拠の無い批判。
- ⑦ 内容が多すぎて、時間切れで中途半端。

議員にとって他人から自分の質問を指摘される経験はないので大変勉強になった。課題は何であるかを見極め、問題の本質と獲得目標を見極めるためには、他者の目からの妥当性と実効性が重要であり、今後も事例の共有と積上げを行っていく必要性を感じた。

## 2、家庭教育支援行政

講師：水野達朗氏

(一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事)

### ○家庭教育の定義

教育基本法改正により追加

(教育基本法第10条)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

家庭教育に対する不安感や危機意識は当事者である保護者自体も感じており、行政への要望も増加している。教師の多くが「家庭でもっと家庭教育をしっかりして欲しい」と答えたアンケート結果もある。行政では、家庭教育支援の方向性を定める「家庭教育支援条例」の施行が始まっており、公的な家庭教育支援の充実が問われる時代がやってきている。

家庭教育に問題があると不登校の問題にも繋がりやすく、未然に予防する支援が必要。しかし、行政支援は部局による縦割りのため相談窓口が複雑化してしまい、円滑なサービスが提供されていない。行政支援としては家庭に踏み込んだ支援はなかなか難しいと言えるが、そのため、あくまでも「相談」を受けるといったカタチに終止しており、「解決」へのサポートまではなかなか手がまわっていないのが現状である。保護者のニーズは、行政支援が踏み込めない領域である「解決」を求めているケースが多く、民間支援には様々なアプローチがあるが有料で一部の人しか受けることが出来ない。現状、起こっている様々な問題点をデータから分析すると「未然予防」という考え方が必要であり、行政の家庭教育支援の充実が問われる。

今後は、猥雑な行政の相談窓口を一つにまとめワンストップサービスやセミナーやサロントypeに固執しない新しい家庭教育支援のカタチを検討する必要がある。また、今年度から新たに文科省により家庭教育支援に関する予算がつくことから、行政による家庭教育支援の在り方を考えていく必要がある。



開催日：平成 28 年 2 月 9 日（火）10：00～12：00

会場：箕面市役所

## 1、学校給食の地産地消について

### ○農業公社の設立

もともと農家が少ないという土地柄の上、農業者の高齢化と欠陥により、農地の遊休化と田畑の消滅という問題があった。課題は耕す人がいないということであり、その対処法として、農業法人と就農希望の若者を雇用し畑を耕すため、行政自ら農業公社を設立。大口消費先は学校給食（1日 12,000食）。農業公社は、給食販売で換金し自立経営を目指している。

### ○中学校給食

平成 25 年 9 月中学校給食がスタート（自校調理方式）。農業委員会事務局内に農業公社を組織化し、「農業振興担当」と「学校給食担当」を併設。（分断から「顔の見える関係」に機構改革）

箕面産学校給食を推進しており、献立は「箕面産の生産情報」もベースに作成。出荷農家は農家や農地を個別訪問して、先ず信頼関係を構築してから確保。業者仕入れ価格と同一で買い上げ、天候不順等による欠品リスクは農家には一切責任を負わさないことを前提にしている。結果、給食の地産地消率は年々上昇している。

一見政策的に繋がりのない学校給食と農業だが、この箕面市の取組みは地域農業振興と学校給食の地産地消という二つを同時に進める先進的な事例であった。

